

事務連絡
平成20年5月2日

都道府県後期高齢者医療広域連合事務局御中

厚生労働省保険局
総務課高齢者医療企画室

被用者保険の被扶養者であった者に係る「該当者なしリスト」等について

長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の施行につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

被用者保険の被扶養者であった者に係る情報については、各保険者が支払基金へ送付し、支払基金から都道府県別に振り分けて各広域連合へ送付することとなっており、別添平成20年5月2日付通知（「被用者保険の被扶養者であった者に係る情報の確実な提供について」）により支払基金等対し、再度、適切な処理の徹底をお願いしているところです。

各広域連合におかれましては、支払基金からの情報に基づき、被保険者台帳と突合した結果、該当者が不明である場合、「該当者なしリスト」等により、各保険者へ問い合わせいただいているところですが、この確認・修正を各保険者に短期間で行っていただく必要があることから、誤りの多い保険者に対しましては、期限までに提出していただくよう、個別に要請することを考えておりますので、お手数ですが、「該当者なしリスト」の被保険者が20名以上いる保険者分について、「該当者なしリスト」の氏名の欄を墨塗りしたものを、下記担当までFAXにてお送りください。

なお、保険料の本賦課を6月上旬に予定している広域連合においては、支払基金から5月30日までに提供される被扶養者情報を反映した上で、本賦課の処理を行っていただきますようお願いいたします。

※ 報告期限 平成20年 5月9日（金）

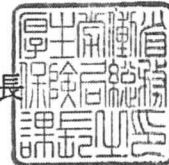
(連絡先・報告先)

厚生労働省保険局総務課
高齢者医療企画室
担当：内垣・芳澤・木野知
電話番号（03）－5253－1111
（内3199）
FAX番号（03）－3504－1210

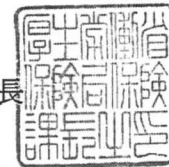
保総発第0502001号
保保発第0502001号
平成20年5月2日

各〔都道府県 後期高齢者医療主管部（局）長
指定都市 後期高齢者医療主管部（局）長 殿
後期高齢者医療広域連合事務局長〕

厚生労働省保険局総務課長



保険課長



被用者保険の被扶養者であった者に係る情報の確実な提供について

被用者保険の被扶養者であった者に係る情報は、保険料負担の激変緩和措置を的確に行うに当たって重要な情報であることから、網羅的かつ正確に後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に対して提供される必要がある。このため、平成20年2月14日付け都道府県及び指定都市老人保健主管部（局）長あて当職通知「被用者保険の被扶養者であった者に係る情報の提供について」において事務の円滑な実施についてお願いしたところである。

広域連合による6月の保険料の賦課決定が適切に行われ、被扶養者であったにもかかわらず6月から保険料が徴収されるケースを生じさせないため、被用者保険の保険者及び社会保険診療報酬支払基金等に対し、別添のとおり通知したので、お知らせする。

なお、当該通知記の第四において、広域連合で突合作業を行った結果、疑義がある情報について保険者に問い合わせがあった場合には協力するよう要請しているところであるので、各広域連合におかれては速やかに当該リストを送付して問い合わせを行っていただきたい。

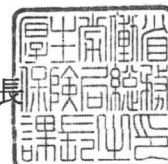
都道府県におかれては、本通知について、各都道府県内市町村（特別区を含む。）に対し、周知をお願いしたい。

(別添)

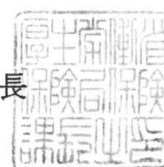
保総発第0502003号
保保発第0502003号
平成20年5月2日

社会保険診療報酬支払基金理事長 殿

厚生労働省保険局総務課長



保険課長



被用者保険の被扶養者であった者に係る情報の確実な提供について

被用者保険の被扶養者であった者に係る情報は、保険料負担の激変緩和措置を的確に行うに当たって重要な情報であることから、網羅的かつ正確に後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）に対して提供される必要がある。このため、平成20年2月14日付け当職通知「被用者保険の被扶養者であった者に係る情報の提供について」（以下「2月14日付け通知」という。）において事務の円滑な実施についてお願いしたところである。広域連合による6月の保険料の賦課決定が適切に行われ、被扶養者であった者であるにもかかわらず6月から保険料が徴収されるケースを生じさせないためにも、再度、下記事項を踏まえた円滑かつ確実な事務の遂行をお願いする。

記

第一 被扶養者の資格喪失に係る届出

被扶養者の資格喪失に係る届出について、適切になされるよう被保険者に再度徹底されたいこと。

第二 通知スケジュール

- 1 保険者から社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）への通知情報の引渡し期日

保険者から支払基金への通知情報の引渡し期日については、2月14日付け通知の

第2の1の(1)でお願いしているところであるが、平成20年4月1日に長寿医療制度の被保険者となる被扶養者であった者について当該期日(4月15日)を経過している場合は、5月9日までにすべての情報を支払基金に引き渡されたいこと。なお、当該通知記の第2に基づき、平成20年4月2日以後、4月中に長寿医療制度の被保険者となる被扶養者であった者についても、5月9日までに引き渡されたいこと。

ただし、事業主を通じた届出が保険者に届いていない、保険者に提出された情報に誤りがあり確認する必要があるなどの特段の理由がある場合には、これに該当する情報の件数及び理由を支払基金に5月9日までに連絡をした上で、5月20日までに引き渡されたいこと。

2 支払基金から広域連合への通知情報の引渡し期日

上記1に係る情報については、5月20日(上記1のただし書に該当する場合には、5月30日)までに広域連合へ引き渡されたいこと。

3 その他

平成20年5月以後に長寿医療制度の被保険者となる被扶養者であった者に係る情報については、2月14日付け通知第2の1の(2)及び2の(2)のとおりであること。

第三 通知する情報

保険者は、被扶養者であった者の情報については、正確な情報を提供されたいこと。特に、被保険者と別居している被扶養者であった者の住所について、被保険者本人の住所を記載している事例が見られるので、被扶養者であった者の住所を記載するよう注意されたいこと。

また、保険者において、75歳到達時に国内に住所を有することを確認しており、ターンラウンド方式等により、届出の推奨をしているにもかかわらず届出がされない場合については、職権で資格喪失処理をすることとしても差し支えないこと。

第四 関係者間の連携等

被扶養者であった者の情報の網羅的かつ正確な引渡しのため、

- ・ 2月14日付け通知の第2の1の(1)の期限を経過している場合において、現時点においても提出がないものについては、支払基金から個別の保険者に督促する
 - ・ 広域連合に引き渡された情報については、広域連合でも突合確認のうえ、疑義がある情報については保険者に問い合わせをするので、迅速に対応いただく
- など、関係者間での密接な連携をお願いしたいこと。